

養介護施設の内訳

根拠規定	施設の種類
老人福祉法第5条の3	・老人デイサービスセンター、老人短期入所施設 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム ・老人福祉センター、老人介護支援センター
// 第29条第1項	有料老人ホーム
介護保険法第8条第20項	地域密着型介護老人福祉施設
// 第8条第24項	介護老人福祉施設
// 第8条第25項	介護老人保健施設
// 第8条第26項	介護療養型医療施設
// 第115条の39第1項	地域包括支援センター

養介護事業の内訳 その1

根拠規定	施設の種類
老人福祉法第5条の2 第1項 〔老人居宅生活支援事業〕	・老人居宅介護等事業 ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業
介護保険法第8条第1項 〔居宅サービス〕	・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与および特定福祉用具販売
介護保険法第8条第14項 〔地域密着型サービス〕	・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
// 第8条第21項	居宅介護支援事業

養介護事業の内訳 その2

根拠規定	施設の種類
// 第8条の2第1項 〔介護予防サービス〕	・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売
// 8条の2第14項 〔地域密着型介護予防サービス〕	・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護
// 8条の2第18項	介護予防居宅介護支援事業